

事務連絡  
令和2年4月20日

各都道府県特別定額給付金担当部長  
各指定都市特別定額給付金担当局長 } 殿

総務省自治行政局地域政策課  
特別定額給付金室長

### 特別定額給付金（仮称）事業に係る留意事項について

本日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金（仮称）事業が実施されることになりました。

また、令和2年度補正予算（第1号）案が閣議決定され、この補正予算案には、全国の市区町村を事業主体とする特別定額給付金（仮称）事業について、給付金額の総額及び給付に要する事務費が計上されているところです。同事業の補助金交付要綱の策定は今後であります。さしあたり現段階において留意すべき事柄について下記のとおり御連絡します。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

### 記

#### 第1 国の補正予算

本日、政府は令和2年度補正予算（第1号）案を閣議決定したこと。

今回の補正予算案においては、特別定額給付金（仮称）を給付するために必要な経費12兆8,802億93百万円（給付事業費12兆7,344億14百万円、事務費1,458億79百万円）を計上していること。

#### 第2 補正予算案の内容

##### 1 給付事業費

給付事業費については、次により計上していること。

##### ○給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者

##### ○給付額

給付対象者1人につき10万円

## 2 事務費

特別定額給付金（仮称）事業に係る事務費については、所要経費を国の補正予算案に計上していること。

なお、給付に要する事務経費については、特別定額給付金（仮称）給付事務費補助金の交付決定前に執行した経費であっても、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）を受けて開始された特別定額給付金給付の事務に係るものであれば、特別定額給付金給付事務費補助金の対象となること。

## 第3 予算の科目

特別定額給付金（仮称）事業は、国庫補助事業として実施することから、市区町村において、適切な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理すること。当該事業に係る歳出予算のうち、給付金額分を計上する節は、第18節「負担金、補助及び交付金」が適当であると考えられること。

## 第4 市区町村における準備及び予算の早期成立

市区町村においては、特別定額給付金を可能な限り迅速かつ的確に給付する趣旨から、直ちに、実施組織を設置し、当初予算で計上されている既定の予算額も活用し、システム改修や印刷・郵送等の準備に着手していただきたいこと。

また、国の補正予算の成立時期にかかわらず、市区町村の補正予算の早期の編成・成立に向けて、手続きを進めていただきたい。

## 第5 その他

本通知以外の事項については、今後、申請者や市区町村の事務負担を考慮して、できる限り簡素な仕組みとなるよう留意しつつ検討を進め、固まり次第、順次連絡するので、参考にされたい。

なお、「生活支援臨時給付金（仮称）事業に係る留意事項について」（令和2年4月9日事務連絡）は、廃止する。